

第 5458 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月27日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

土地と共に取得した建物の取壊しに伴う補助金の取扱い

Q：昨年に一括購入した土地建物のうち建物を耐震対策緊急促進事業に係る国の補助金の交付を受けて取り壊すつもりです。この場合の取扱いはどのようになりますか？

A：次のようになります。

【解説】

法人税では、法人が建物等の存する土地(借地権を含む)を建物等とともに取得した場合又は自己の有する土地の上に存する借地人の建物等を取得した場合において、その取得後おおむね1年以内にその建物等の取壊しに着手する等、当初からその建物等を取り壊して土地を利用する目的であることが明らかであると認められるときは、その建物等の取壊しの時における帳簿価額及び取壊費用の合計額(廃材等の処分によって得た金額がある場合は、その金額を控除した金額)は、その土地の取得価額に算入することとされています。

ところで、お尋ねは、建物の取壊しのための工事費用について補助金の交付を受ける場合、取壊費用はどのように計算した金額になるのかということだと思いますが、これについては、取壊費用から補助金を控除した後の残額、すなわち御社が実質的に負担する取壊費用相当額が取壊費用となり、この金額を土地の取得価額に算入することとなります。

